

事業計画書

令和6(2024)年4月1日から 令和7(2025)年3月31日まで

一般財団法人日本医師会医療情報管理機構

1. 事業目的・内容等

【事業の目的】

医療機関や健診機関、介護事業所等から医療情報、健診情報、介護情報、死亡情報、生活情報を安全に収集・統合し、診療支援や臨床研究を通じて、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進することで、安全・安心な医療提供体制の構築、医療の質向上並びに健康長寿社会の形成に資することを事業目的とする。

【事業内容】

次世代医療基盤法に基づく国の認定を受け、医療分野の研究開発に資するよう、医療情報等を安全に収集・統合、及び加工し、匿名加工医療情報を作成・提供する。更に、提供する匿名加工医療情報の利活用方法等について、データ提供先研究機関や企業等へのコンサルティングの実施や、データ提供元の医療機関等へ個人情報提供に関する事務支援などの事業を行う。

本事業では、生活・保健・医療・福祉等の現場に負荷をかけずに標準的なデータ連携により、国民の生涯保健情報を安全・安心に収集するため、「生涯保健情報統合基盤」を構築・運用する。同基盤は、医療機関や健診機関、介護事業所等から医療情報、健診情報、介護情報、死亡情報、生活情報を安全に収集・統合し、診療支援や臨床研究を通じて医療の質向上に資するものである。

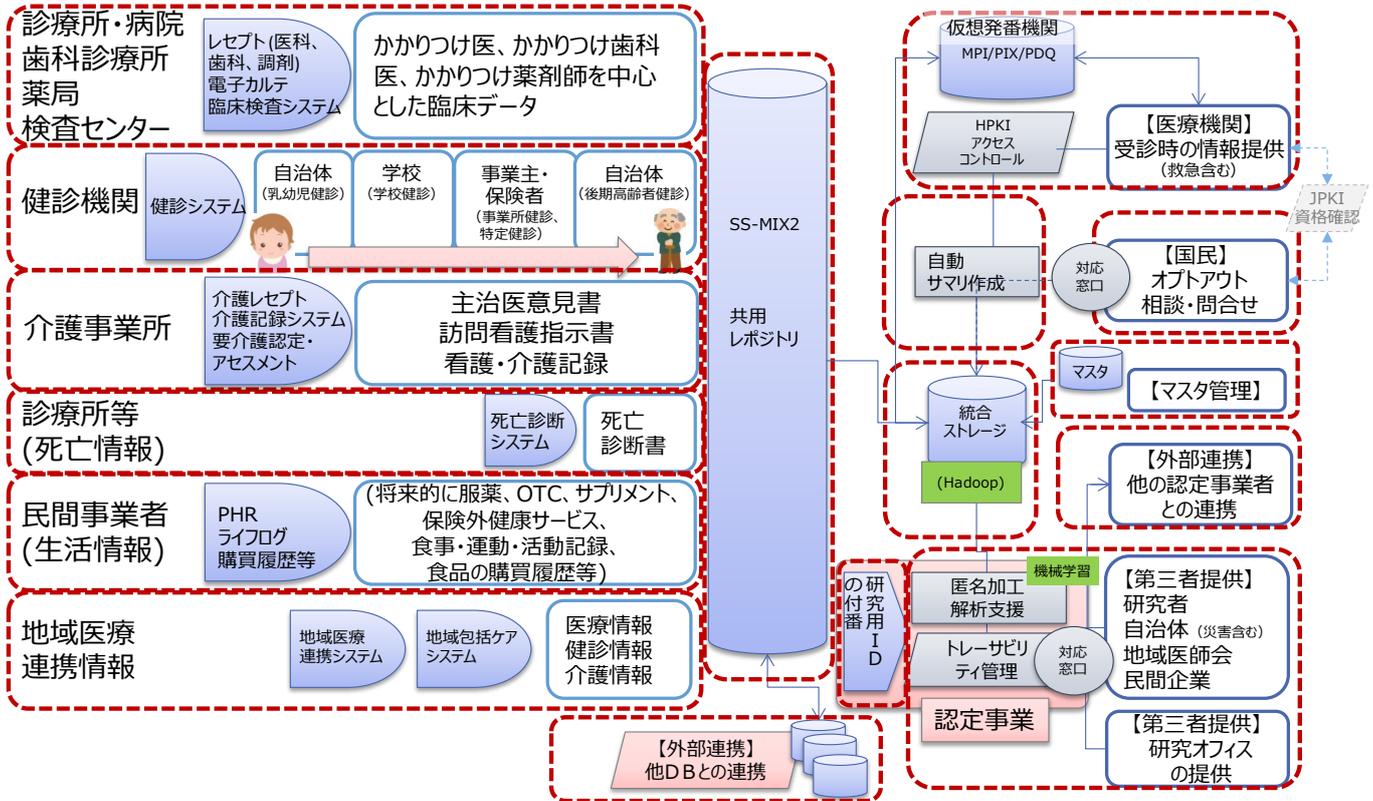
これまでの臨床研究は大病院のデータが中心だったが、当該基盤に蓄積された診療所等の情報を連携することで、個々の医療機関の診療に過度の負担を与えることなく、大規模な臨床研究が可能となる。

また、ビックデータ解析技術やAI技術の進展により、多様なDBに蓄積されている多種多様の大量の医療等データから、検査結果などの観測データと臨床的知見や薬剤効果、予後との新たな因果関係を見いだすための臨床研究やヘルスケア領域までカバーするコホート研究が加速することが期待できる。

本事業により、生涯保健情報統合基盤を安定的かつ長期に運用することで、個人のライフコースである妊娠期・出産期・乳幼児期・少年期・思春期・壮年期・中年期・老年期の各期を網羅した生涯にわたる情報の蓄積が可能となる。これらの情報を活用し、一次予防・二次予防・三次予防を包括して保健医療福祉の統合的な展開を図ることができるため、地域性を有する「かかりつけ医」への支援がこれまで以上に強化され、国民はどの地域に住んでいても安心して生活を送ることができる地域包括ケアシステム、地域共生社会の形成に資するとともに、医療の質の向上、社会保障制度の持続・拡張に寄与することが期待できる。超高齢社会を迎えた我が国において、可能な限り網羅的なデータに基づく合理的な医療政策の実施や、創薬、医療機器や医療・健康サービス産業の推進は不可欠であり、本事業はこれらの課題の解決に大きな役割を果たすものとする。

なお、本事業の全体構想のうち、取得した医療情報を研究用IDの付番により名寄せ・整理し、匿名加工・解析支援により作成した匿名加工医療情報又は統計情報を提供し、これら認定事業医療情報等のトレーサビリティを確保する事業が認定事業となる。

<生涯保健情報統合基盤 概要図>



【情報の主な収集対象】

個別の医療機関、健診機関、薬局、介護事業所等に散在している医療等情報を、1つ1つ収集することは容易ではない。この課題をクリアするためには、都道府県医師会、市区等医師会をはじめ、地域医療連携や地域包括ケアの運営主体等、複数の医療機関等を取りまとめている団体の協力が不可欠なため、日本医師会のネットワークも通じて真摯に働きかけをおこなっていく必要がある。

当法人が医療情報を収集する対象機関は、主に診療所を想定しているが、上記のように各地の地域医療連携の運営主体の協力を得て、連携システムから一括して情報を取得する場合には、連携に参加している病院からも情報を収集することが可能となる。診療所・病院・歯科診療所・薬局・検査センター（地方公共団体を含む）、健診機関（地方公共団体を含む）、介護事業所（地方公共団体を含む）等からの収集を想定しており、地方公共団体からは、健診データ、医科レセプト、介護レセプトを収集する予定である。また、地域医療連携や地方公共団体だけでなく、それらと同一地域の病院を運営する医療法人から医療情報を提供してもらうことや、認定事業者同士の連携により、同一地域の病院を主な収集対象とする他の認定事業者から、病院の医療等情報を提供してもらうことも可能である。このように直接的・間接的に収集した病院からの情報と、直接収集した診療所等からの情報とを突合し、その提供価値を高めることは、当法人の価値の向上に直結する。

【情報を提供する患者、医療機関等へのメリット還元】

患者や医療機関等が保有する情報を当法人へ提供するメリットは、即時的・直接的なものではない。情報を提供する医療機関、地域医療等団体に対しては、医療情報の安全管理と利活用に関する普及啓発支援（シンポジウム、研修会、勉強会等）、事業管理支援、ITマネジメント支援（システム間連携のコーディネート、インタフェース提供等）を通じて、間接的な支援を行うことでメリットを還元する。なお、医療情報取扱事業者からのデータ提供にあたって、質の高い医療情報を収集するために情報システム等の基盤の拡充が必要となる場合は、匿名加工医療情報作成事業による収益の一部を、当該拡充の費用に充当するための金銭的な対価として、医療情報取扱事業者に還元することがある。ただし、医療情報の提供又は当該拡充に要する費用を超えた金銭的な対価の支払いは想定していない。

また、ある程度のデータが集積された後になるが、医療、健診、介護、死亡、生活に亘る幅広いデータを再度患者本人に名寄せして「生涯保健情報サマリ」を自動作成し、患者本人の同意を得た医師に閲覧い

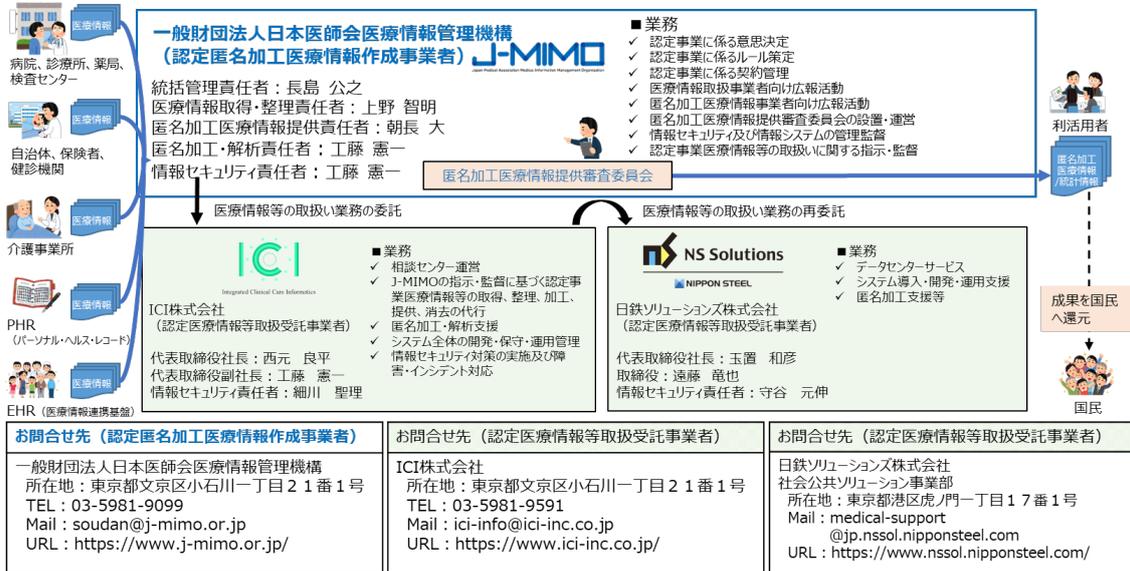
ただくような、医療の質や生産性向上に資するサービスの提供を計画している。

このような支援を継続して行くことにより、日本医師会が推進する地域医師会のかかりつけ医機能や地域包括ケア機能を強化し、中長期的には患者本人に直接的なメリットを還元して行く計画である。

【事業実施体制】

当法人、及び、ICI、日鉄ソリューションズからなる認定医療情報等取扱受託事業者（認定受託事業者）の体制で匿名加工医療情報作成事業を実施する。

< 事業体制概要 >



< 事業実施体制図 >

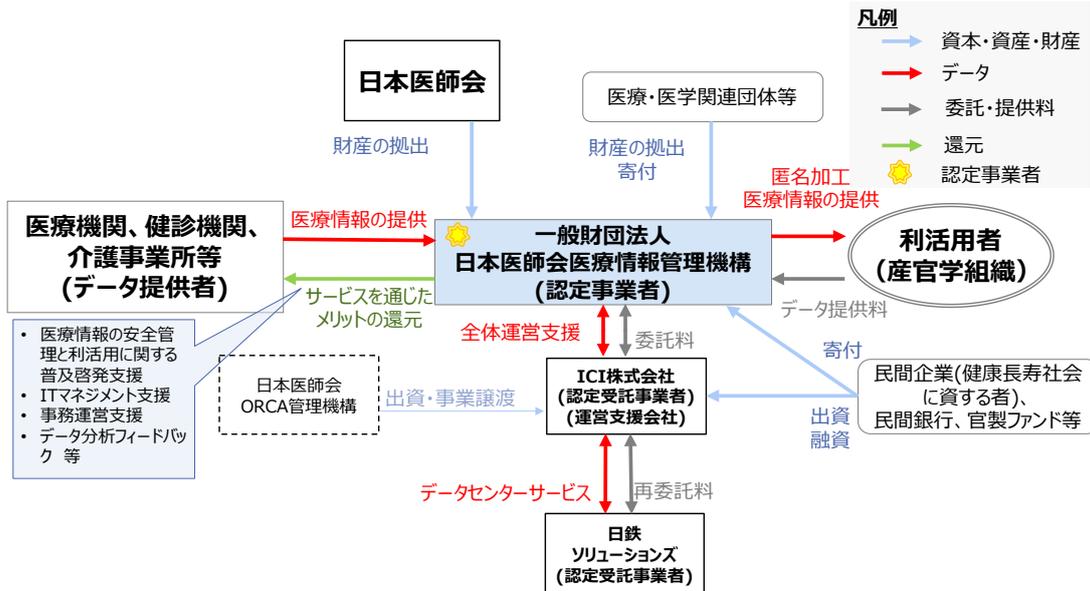


表 各事業者の業務範囲

事業者	業務範囲
一般財団法人日本医師会医療情報管理機構	<ul style="list-style-type: none"> ・認定事業に係る意思決定 ・認定事業に係るルール策定 ・認定事業に係る契約管理 ・医療情報取扱事業者向け広報活動 ・匿名加工医療情報提供審査委員会の設置/運営 ・情報セキュリティ及び情報システムの管理監督 ・認定事業医療情報等の取扱いに関する指示/監督（医療情報の受領、医療情報の匿名加工、匿名加工医療情報の提供、認定事業医療情報等の消去に関する判断を含む）
ICI株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 【事業推進支援】 ・認定事業に係る運営ノウハウ提供 ・匿名加工医療情報及び統計情報の利活用推進、匿名加工医療情報取扱事業者向け広報活動に係る支援 【相談センター】 ・相談センターの受託 【認定事業医療情報等取扱い運用】 ・J-MIMOの指示・監督に基づく認定事業医療情報等の取得、整理、加工、提供、消去の代行 ・次世代医療基盤法ガイドラインに沿った匿名加工・解析支援 ・J-MIMOの指示・監督に基づく記録の作成・保管・消去 【システム・セキュリティ管理】 ・J-MIMOの指示・監督に基づくシステム全体の開発・保守・運用管理（ネットワークを含む） ・J-MIMOの指示・監督に基づく情報セキュリティ対策の実施及び障害・インシデント対応 ・事務所内区域ファシリティ管理 ・データセンター内区域ファシリティの委託
日鉄ソリューションズ株式会社	<ul style="list-style-type: none"> 【データセンターサービス】 ・データセンター内区域ファシリティ管理（ラック内部の機器を除く） 【システム導入・開発・運用支援】 ・データセンター内区域及び高セキュリティエリアのセキュリティ対策の実施 ・データセンター内区域及び高セキュリティエリアで扱うシステム導入・開発 ・ICIの指示・監督に基づくシステム維持改善運用、情報セキュリティ維持改善運用 【匿名加工支援】 ・ICIの指示・監督に基づく認定事業医療情報等の整理、加工、提供、消去の代行及び記録の作成 ・次世代医療基盤法ガイドラインに沿った匿名加工支援等

当法人は認定事業において、主要なルール策定（主要な規程は当法人理事会の承認事項となる。）、主要な意思決定、医療情報取扱事業者及び匿名加工医療情報取扱事業者との契約管理を行う。また、医療情報取扱事業者の理解を得るため、日本医師会の協力も得ながら医療情報取扱事業者向けの広報活動を行うとともに、匿名加工医療情報取扱事業者による研究開発を適正に推進するため、匿名加工医療情報提供審査委員会を設置し、匿名加工医療情報又は統計情報の提供に関して審査・承認を行う。このほか、情報セキュリティ及び情報システムの管理監督を行うとともに、認定事業医療情報等の取扱いに関する指示・監督を行う。ここで、認定事業医療情報等の取扱いに関する指示・監督には、医療情報の取得、医療情報の匿名加工、及び匿名加工医療情報又は統計情報の提供に関する判断を含む

ものとする。

ICIは認定受託事業において、①事業推進支援として、認定事業に係る運営ノウハウ提供、匿名加工医療情報又は統計情報の利活用推進、匿名加工医療情報取扱事業者向け広報活動に係る支援を行う。また、②相談センターを当法人、ICI及びNSSOLの共同で設置し、NSSOLから相談者の相談の受付に係る業務を受託することにより、3法人それぞれの相談業務を兼ねることとする。更に、③認定事業医療情報等取扱い運用として、当法人の指示・監督に基づき、認定事業医療情報等の取得、整理、加工、提供、消去の代行、次世代医療基盤法ガイドラインに沿った匿名加工・解析支援、記録の作成・保管・消去を行う。加えて、④システム・セキュリティ管理として、当法人の指示・監督に基づき、システム全体の導入・開発・保守・運用管理（ネットワークを含む）情報セキュリティ対策の実施及び障害・インシデント対応、事務所内区域ファシリティ管理を行い、データセンター内ファシリティ管理をNSSOLに再委託する。

NSSOLはICIからの再委託である認定受託事業において、①データセンターサービスとして、データセンター内ファシリティ管理（ラック内部の機器を除く）を行う。また、②システム導入・開発・運用支援として、データセンター内のセキュリティ対策の実施、データセンター内区域で扱うシステム導入・開発、ICIの指示・監督に基づくシステム維持改善運用、情報セキュリティ維持改善運用を行う。更に、③匿名加工支援として、ICIの指示・監督に基づき、認定事業医療情報等の整理、加工、提供、消去の代行及び記録の作成を行うとともに、次世代医療基盤法ガイドラインに沿った匿名加工支援を行う。

2. 事業計画の詳細

【人員計画】

役員（原則として無報酬）の他に、事務部門（経理・法務）及び本来業務である認定事業を行うために必要な人材をもって、事業を開始する。事業活動の一部はICIが実施することを想定し、当法人の人員計画は、認定受託事業者の管理を適切に行うことができる最低限度の人員体制とし、2024年度は3人程度（企画、法務、間接部門職能を3名で分担）、事業規模が拡大した後も最大で5人程度（法務、間接部門職能）の体制を想定している。ただし、収益の状況に応じて適宜柔軟に見直すこととする。

なお、本事業に必要な人員は、管理職や経理・法務等の間接部門人材のほか、データの収集と利活用に関してフィールド介入や情報提供先への提案ができる医療情報コンサルタント、機械学習を用いて大規模データの匿名加工と解析ができる医療データサイエンティスト、専門的な見地からセキュリティ対策を講じるセキュリティ専門家、及びデータの管理を監督する上級システムエンジニアである。

事業の一部を委託するICIにおいて、データ収集元とデータ提供先の双方を開拓する医療情報コンサルタントの採用、蓄積されたデータを解析する医療データサイエンティストの採用、解析を自動化する医療AIエンジニア（≒医療データサイエンティスト）の採用を順次行い、規模の拡大を視野に入れた人材の確保を行っていく。

これらにより、医療ICTコンサルティングと医療データサイエンスに関して核となる人材を日本全国から本事業の傘下に集約することを目指す。

【設備計画】

○投資方針

- ・事業継続に応じて集積されていくデータ集積容量に合わせたデータセンターの拡充を行い、データセンター利用料のコストを抑制したうえで推移させる。
- ・なお、上記は事業活動全体で必要な設備計画として試算しているが、事業活動の一部は認定受託事業者が実施することを想定し、当法人におけるコストは想定しない。

【収支計画】

（1）基本方針

- 次世代医療基盤法の趣旨に従い、データ提供や解析支援、コンサルティング等のサービス提供先には

公共系と民間系の2系統がある。

- ・公共系には国、自治体・保険者、研究機関等が含まれ、先端的研究開発の促進、社会保障制度の持続・拡張、地域医療体制の最適配分、医療現場の負担の軽減、各種実証研究等の事業に寄与する。
- ・民間系には製薬企業、生命・損害保険会社、ヘルスケアサービス事業者（食品、運動等）等が含まれ、商品・サービスの開発・提供を通じて、新産業創出及び健康長寿社会の形成に資する。
- ・なお、民間系を含めて、データの提供にあたって研究計画に基づく適正な審査を行い、特定の患者の排除や短期的営利追及ではなく、長期的に患者・国民の健康長寿に資する匿名加工医療情報取扱事業者に対してデータを提供する。

(2) 初期及び中長期のビジネスモデル

○ビジネスモデルを7年目程度までの初期と8年目程度以降の中長期とに分けて計画している。

- ・初期はデータ蓄積量が不十分なため、データ利活用者のニーズに応じたフィールド研究を提案し、フィールドでの共同研究・コンサルティングを通じて、当該地域のデータ収集とデータ利活用者への付加価値提供を同時に行う。このため、ICIにおいて、最大30人程度の医療情報コンサルタントを中心とした有能な人材確保を想定している（当法人の人員は最大5人程度を想定）。
- ・中長期はデータ蓄積量が十分なため、データ利活用者のニーズに応じて匿名加工データの提供、解析支援、AIライブラリの提供を行う。このため、ICIにおいて、出資企業と適切に連携することにより、高い品質と多数の販売チャンネルを備えた事業体制の構築を想定している（当法人の人員は最大5人程度を想定）。

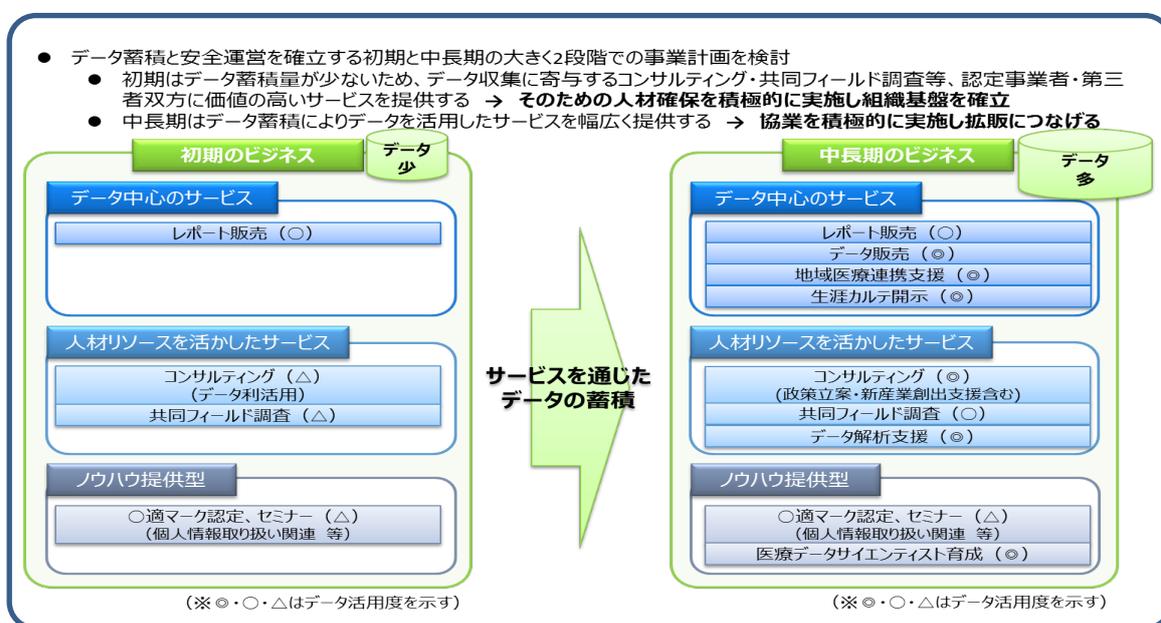
○匿名加工医療情報及び統計情報の提供先・利活用者には、公共系と民間系の2系統を想定している。

- ・公共系には国、自治体・保険者、研究機関等が含まれる。

→公共系の利用目的としては、先端的研究開発の促進、社会保障費の適正化、各種実証研究等の事業に寄与することが想定される。

- ・民間系には製薬企業、生命・損害保険会社、ヘルスケアサービス事業者（食品、運動等）等が含まれる。

→民間系の利用目的としては、商品・サービスの開発・提供を通じて、新産業創出及び健康長寿社会の形成に資することが想定される。



(3) データの収集

1) 収集規模

- 診療所・病院・歯科診療所・薬局・検査センター（地方公共団体を含む）、健診機関（地方公共団体を含む）、介護事業所（地方公共団体を含む）から収集する診療・健診・介護・生活情報について、2024年度はおよそ180万人のデータ収集数を見込む。
- ・日本医師会と都道府県医師会等との連携を最大限活用し、都道府県・郡市区等医師会の協力を仰ぎながら協力機関数及び患者数を順次増加させる。
- ・データ総数（人）については、医療機関等毎の年間ユニーク患者数の合計である。
- ・オプトアウトによる通知前の診療データは医療情報取扱事業者のデータ保管状況に応じて、取得可能な限り過去に遡って取得する。

2) 収集する医療情報等の内容

診療所・病院・歯科診療所・薬局・検査センター、健診機関、介護事業所、それぞれから収集する医療情報等については、下表の内容を想定している。（地方公共団体含む）

属性	収集する医療情報等
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名、性別、生年月日 ・保険情報 審査支払機関情報、保険者情報、被保険者情報 ・公費に関する情報 区分・公費・負担割合・課税所得区分など ・医療機関・薬局情報 カルテ番号、調剤録番号、診療・調剤年月、保険医氏名、麻薬免許番号 ・要介護認定情報
診療行為 関連情報	<ul style="list-style-type: none"> ・診療行為に対応する傷病名情報 ・診療行為の内容に関する情報 診療実施年月日、診療内容、検査、処置、処方・調剤、手術、麻酔、輸血、移植、入退院（入院日、退院日）、食事、使用された特定機材、リハビリ情報 ・DPC 病院入院関連情報 入院情報（病棟移動、予定・緊急入院）、前回退院年月、入院時年齢、出生時体重、JCS（意識障害）、Burn Index、重症度 ・症状に関する情報
レポート 等	<ul style="list-style-type: none"> ・DPC データ ・検査結果（血算・生化・生理 など） ・画像、画像診断レポート ・病理レポート ・看護サマリ ・退院時サマリ ・診療情報提供書 ・健診情報（妊婦、乳幼児、就学時健康診断、学校健診、定期健康診断、特定健診・特定保健指導、健康増進事業、後期高齢者健康診査） ・介護情報（ケアサービス計画、主治医意見書、訪問看護指示書、特別訪問看護指示書、精神訪問看護指示書、訪問看護計画書、特別訪問看護計画書Ⅰ・Ⅱ、訪問看護報告書、各種介護記録） ・死亡情報（死亡診断書、死体検案書） ・生活情報（かかりつけ連携手帳、日常活動状況、歯科診療・歯科レセプト、調剤レセプト、OTC 市販薬情報）

3) 収集する医療情報等に応じたサービス内容

収集する医療情報等に応じて、下表のようなサービス内容を想定している。ただし、下表サービス内容は現段階における一例であり、今後、法改正の状況も踏まえつつ、情報提供先企業等のニーズによりパイロットプロジェクトを立ち上げ、ユーザが求めるデータを優先的に収集し、適宜拡大する。

サービス内容	属性	医療情報提供元	匿名加工医療情報・統計情報提供先	統計情報を提供する場合の例
市販後調査の支援	基本情報、診療行為（処方・調剤）	診療所	製薬企業	地域別・病床規模別・医薬品別処方量
新商品の開発支援	基本情報（要介護認定）、診療行為（健診、処方）	健診機関、自治体、診療所	保険会社	地域別・性年代別・検査値カテゴリ別患者数 地域別・性年代別・要介護度別要介護者数
解析コンサルティング	診療情報（健診、検査、処方）	保険者、診療所	保険者	地域別・性年代別検査値分布 地域別・性年代別・医薬品別受療者数

現在、潜在的な匿名加工医療情報取扱事業者にヒアリングしている範囲では、当機構が収集を計画しているデータの差別化要素は軽症慢性期（＝診療所）、介護のデータ及び自治体のデータにあると認識している。これらのデータは、がん免疫療法等、現在の創薬分野のターゲットには合致しないが、上市後の診療所における認知症薬の処方、民間保険会社における軽症慢性期及び介護予防期のリスク細分化保険に寄与するものと考えている。

(4) 収益計画

○当法人ではデータ提供ビジネスを中心とした収益構造を想定しており、事業開始7年度までは蓄積データが十分でなく売上も小さいことが見込まれるが、8年度以降は蓄積したデータを活用したサービスを拡大する見込みである。

(5) 支出計画

法律・ガイドライン等で定められた認定基準の項目を達成するためには、認定事業者として、財政面等、多大なるコスト負担が強いられる。

1) 委託料

- 事業活動の一部は認定医療情報等取扱受託事業者（以下、「認定受託事業者」）が実施することを想定し、認定受託事業者への委託料を見込む（委託料は、認定事業における収益から当法人の運営に必要な費用（人件費～その他諸経費）を差し引いた額を想定）。

2) 人件費

- 初期はデータ蓄積量が不十分なため、データ利活用者のニーズに応じたフィールド研究を提案し、フィールドでの共同研究・コンサルティングを通じて、当該地域のデータ収集とデータ利活用者への付加価値提供を同時に行う。このため、医療情報コンサルタントを中心とした有能な人材確保を想定している。
- 中長期はデータ蓄積量が十分なため、データ利活用者のニーズに応じて匿名加工データの提供、解析支援、AIライブラリの提供を行う。ICIの出資企業と適切に連携することにより、高い品質と多数の販売チャネルを備えた事業体制を構築することで、人員数を抑えることが可能となる。

(6) 収支計画

認定受託事業者との連携により、当法人においては適正な黒字経営を見込む（事業運営に必要な費

用・資金調達等は、認定受託事業者となるICIにおいて発生する想定)。各年度の利益については、次世代医療基盤法と認定事業に関する普及啓発・広報に充当するとともに、認定受託事業者であるICIを通じて、より質の高い医療情報を収集するための情報システム等の基盤拡充費用等に再投資する予定である。また、日鉄ソリューションズの各年度利益においては、医療情報を取り扱う国内最高レベルのセキュリティ技術維持、データ蓄積基盤構築のための技術向上に資するための教育等に再投資する予定である。

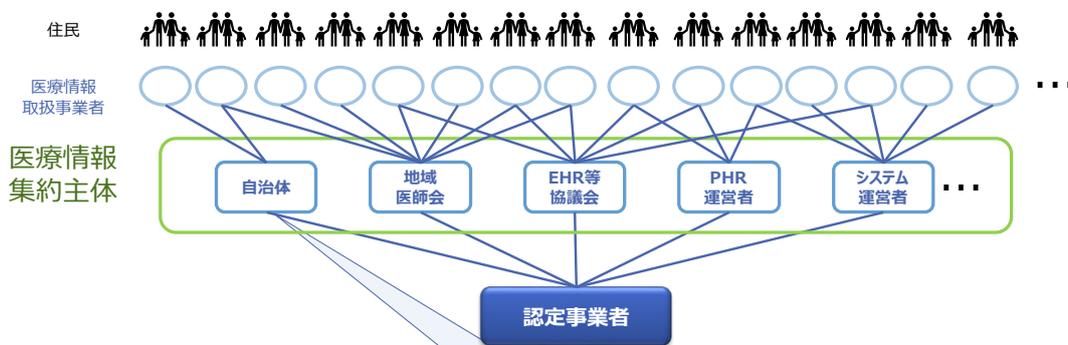
認定事業者および認定受託事業者の各売上については、匿名加工医療情報そのものを提供する場合には認定事業者に売上を計上する。統計情報の作成や、匿名加工医療情報・統計情報を活用したコンサルティング・データサイエンスサービスについては、コンサルタント・データサイエンティストのサービスフィーを認定受託事業者に直接売上を計上する。このため、認定事業者にはデータ提供サービス分の売上のみが計上される。

更に、認定事業者から認定受託事業者に委託料を支払う。このため、認定受託事業者であるICIには認定事業者からの委託料とコンサルティング・データサイエンスサービスフィーの2種類の売上が計上される。認定事業者から認定受託事業者への委託料には、認定受託事業を行うために必要な費用の積算だけでなく、より質の高い医療情報を収集するための情報システム等の基盤拡充費用等への再投資を含める。コンサルティング・データサイエンスサービスフィーは、匿名加工医療情報取扱事業者への提案活動、大規模データの解析や医療AIの開発等において、出資企業と適切に連携することを計画しているため、ICIとして直接計上される売上は小規模となることを想定している。

(7) 今後の展開（地域との共存）

1) 認定事業者と地域との共存

- 認定事業者は単独で存立できるものではなく、地域の協力があって初めて存立する者であるため、地域との共存が前提となる。
- このため、①地域の医療情報取扱事業者が住民を支え、②医療情報集約主体が地域の医療情報取扱事業者を支え、③認定事業者が医療情報集約主体を支えるという、3層構造の支援・共存体制が求められる。ここで、主権者はあくまで住民（個人）である。
- これまでの事業計画でも示した通り、金銭的な対価による医療情報の収集では、長期にわたって事業を継続することができないため、各種勉強会や事業管理、ITマネジメント、匿名加工・解析、コンサルティング等のサービス提供を通じて地域を支援し、地域と共存する。



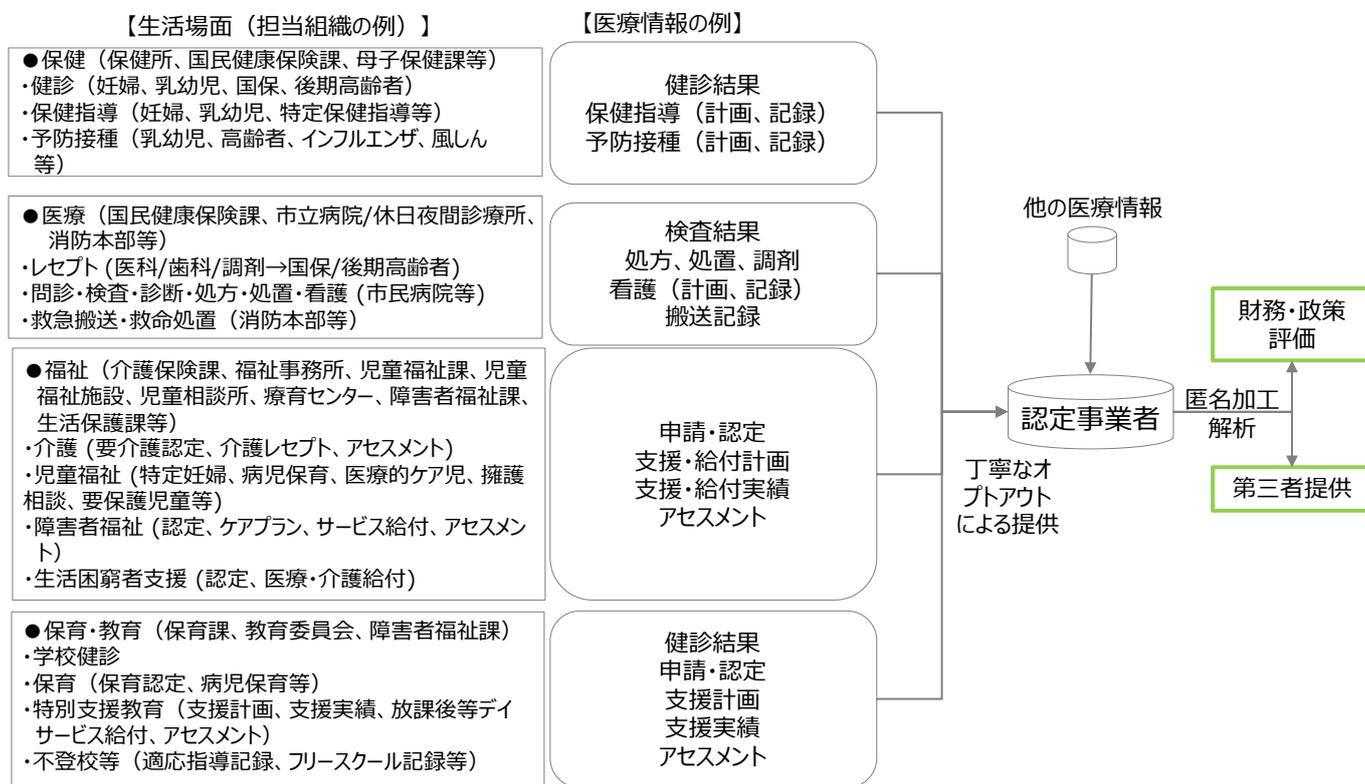
- 認定事業者は**地域との共存が前提**
- 地域の医療情報取扱事業者が住民を支え、医療情報集約主体が地域の医療情報取扱事業者を支え、**認定事業者は医療情報集約主体を支える。**
- **金銭的な対価では事業を継続できないため、各種勉強会や事業管理、ITマネジメント、匿名加工・解析、コンサルティング等のサービス提供を通じて地域を支援し、地域と共存する。**

- ・ 普及啓発支援（医療情報の安全管理と利活用、個人情報保護運用支援）
- ・ 事業管理支援（実証事業管理支援、地域医療連携・多職種連携の事務局支援）
- ・ ITマネジメント支援（ツール選定支援、クラウド化支援、複数システムのコーディネート支援、インタフェース構築支援、データ入力支援、ストレージ支援、地域間連携支援）
- ・ 匿名加工・解析・研究支援（名寄せ支援、匿名加工支援、解析支援、アウトカム評価支援、経済評価支援、研究支援、医療データサイエンティストの育成）
- ・ かかりつけ医機能の強化支援（生涯サマリ画面の提供等）

認定事業者が提供する価値

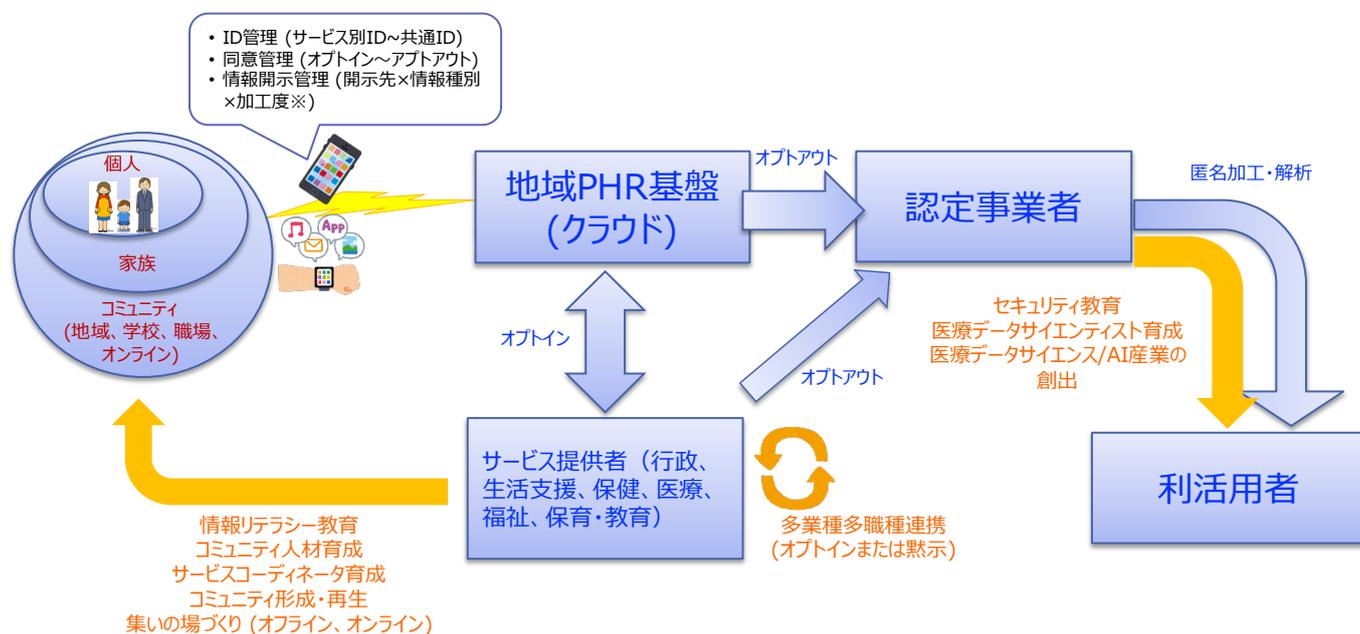
2) 地方公共団体が管理する医療情報の匿名加工と解析を通じた財務・政策評価

- 地方公共団体は、妊婦から後期高齢者までを対象とする保健事業、医科・歯科・調剤にわたる医療保険事業と救急医療事業、児童・要介護者・障害者・生活困窮者にわたる福祉事業、病児保育や特別支援教育を含む保育・教育事業など、非常に幅広い保健医療福祉サービスを住民に提供しており、これらに付随する非常に幅広い医療情報を管理している。
- 一方、これらの医療情報は個々の事業・サービスごとの利用を前提として取得・管理されているため、本人の権利利益の保護に資する場合であっても、担当組織間で十分に情報が有効に共有されているとは限らない。また、これらの医療情報を統合して分析することによる総合的な政策評価も行われていない。
- このように地方公共団体が管理する医療情報について、いずれかのサービス給付時等における丁寧なオプトアウト（運用によりオプトイン同意も可）を通じて認定事業者に提供し、認定事業者がこれらの医療情報を統合した上で匿名加工し、解析することで、地方公共団体が本来実施すべき保健医療福祉事業の総合的な政策評価や財務評価を行うことができる。これにより、縦割りの予算編成から鳥瞰的な予算編成への移行が可能になるとともに、住民にとって最適なサービス構成を提供することが可能となる。
- ある地方公共団体では、当該地方公共団体が保有するデータの安全な利活用を前提としたプラットフォームを会議体として設立し、認定事業の連携を視野に入れた協議を開始している。



3) オプトイン同意によるPHRとオプトアウト同意による認定事業との連携

- ・ 今後普及と相互連携が進むと考えられるPHR (Personal Health Records) では、本人のオプトイン同意に基づき、本人が管理する健康情報や健診・医療機関から提供される医療情報が集約・統合されると期待される。
- ・ PHRとEHR (Electronic Health Records: 地域医療連携) や医療介護連携システムとの連携により、様々な生活・保育・教育・保健・医療・福祉サービスがPHRを窓口として多業種多職種連携により提供され、オフライン・オンライン双方のコミュニティ形成の促進が期待される。
- ・ PHRと認定事業は独立無関係なものではなく、相互に連携することで相乗効果が見込まれる。当法人の事業計画では既にEHRや医療介護連携システムとの連携を見込んでいるが、PHRとも連携することにより、生活に密着した情報と医療情報とを統合することで、情報の価値をさらに高めることが可能となる。また、オプトアウトで収集し匿名加工した情報をそのまま個人に返却することはできないが、カテゴリカルな解析結果をサービスアルゴリズムの開発に活用することで、PHRサービスや多業種多職種連携サービスの質の向上に寄与することが期待される。
- ・ 将来的には、PHR上の画面を通じて、サービス別及び共通のID管理、オプトインからオプトアウトまでの連続的な同意管理、情報加工度 (個人情報～匿名化情報～匿名加工情報～統計情報) に応じた情報開示管理等、本人によるプライバシーコントロールが可能な環境で認定事業も行われることが期待される。



※加工度: 個人情報～匿名化情報～匿名加工情報～統計情報

4) 将来実現される地域共生社会における認定事業の役割

- ・ 現在、医療や介護の一部でICTによる情報共有が進められているが、将来的には、子育て（母子保健・児童福祉を含む）、教育（保育、学校健診、特別支援教育、放課後等デイサービスを含む）、健康、医療、介護、障害者福祉、生活困窮者自立支援のそれぞれで、求められる安全管理基準に従った情報連携の進展が期待される。
- ・ これらは連携する事業所・職種、情報項目、運用ルールが異なるため、密結合ではなく疎結合による連携が望ましい。一方、今後の地域共生社会で活躍が期待される相談支援包括化推進員は、幅広い相談の一時対応を適切に行い、相談内容に応じて適切な多職種と連携することが求められる。地域共生社会における情報連携を実現するためには、本人のオプトイン同意（又は黙示の同意）に基づいて、必要な時に必要な情報だけを名寄せし、必要な相手にだけ共有できるメタ連携基盤が求められる。
- ・ 次世代医療基盤法に基づく認定事業は、このようなメタ連携基盤に接続され、幅広いデータの統合、匿名加工、解析、評価に活用され、地域共生社会の確立と向上に資することが期待される。
- ・ このように、様々な事業所の様々な職種、住民を含む多様な主体がお互いに協力し合うことで、妊娠前から死後のグリーフケアまで、地域をともに創っていく社会が実現されることを期待したい。

